

公 告

松山市長 野志 克仁

市有財産の売払いに係る一般競争入札の実施について

市有財産（土地）の売払いについて、一般競争入札を次のとおり行う。

1 一般競争入札により売払いする物件（土地）

区分番号	物件番号	所在 地	地目	地積 (m ²)	予定価格 (最低売却価格)
R7-2-1	1	愛媛県松山市浅海原甲 542番 1	宅地	577.04 (公簿)	658 万円
R7-2-2	2	愛媛県松山市浅海原甲 603番 6	雑種地	413.00 (公簿)	257 万円
R7-2-3	3	愛媛県松山市新浜町 1103番、1198番 1	宅地	1,565.00 (公簿)	3,537 万円
R7-2-4	4	愛媛県松山市南吉田町 1854番 42	宅地	131.07 (公簿)	493 万円
R7-2-5	5	愛媛県松山市海岸通 1番 11	宅地	546.03 (公簿)	2,698 万円
R7-2-6	6	愛媛県松山市北吉田町 77番 33、大可賀三丁目 830番 8、878番 7	雑種地、宅地	617.76 (公簿)	575 万円
R7-2-7	7	愛媛県松山市北吉田町 77番 97	雑種地	2,021.00 (公簿)	4,083 万円
R7-2-8	8	愛媛県松山市谷町甲 414番 4	雑種地	49.00 (公簿)	37 万円
R7-2-9	9	愛媛県松山市柳原 646番 1	宅地	76.91 (公簿)	76 万円

※予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効

2 入札参加者の資格

- (1) 次に掲げる者は、入札参加の資格を有しない。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する方
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から4号まで及び第6号の規定に該当する方
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
 - エ 日本語を完全に理解できない方
 - オ 松山市が定めるガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるオーバークションに関する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾せず、順守することができない方
 - カ 公有財産の買受について一定の資格、その他条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない方

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局 〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市理財部管財課 財産管理担当
電話 089-948-6255
- (2) 市ガイドライン及び入札説明書の交付期間及び交付方法（令和7年度第2回）
- ア 交付期間
令和8年1月9日（金）午前9時から令和8年2月3日（火）午後2時まで
 - イ 交付方法
松山市のホームページからダウンロードするものとする。
- (3) 入札参加申込みの方法
- ア 入札参加希望者は、令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時までにあらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
 - イ 入札参加希望者は、アの仮申込手続が完了した後、公有財産売却一般競争入札参加申込書に住民票（法人にあっては商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書））、印鑑登録証明書、市町村が発行する身分証明書（個人の場合のみ）、役員等一覧表（法人の場合のみ）及び誓約書を添付して、令和8年2月3日（火）午後5時まで（郵送の場合は、令和8年2月3日までの消印があるものを有効とする。）に松山市理財部管財課財産管理担当に提出し、一般競争入札への参加を申し込みなければならない。
- なお、期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。
- (4) 入札保証金に関する事項
- 入札参加者は、予定価格の100分の1の額の入札保証金を松山市が指定する納付方法により入札の前に納付しなければならない。原則として、令和8年2月16日（月）までに松山市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができない。
- (5) 入札手続等に関する事項

ア 入札の期間

令和8年2月17日（火）午後1時から令和8年2月24日（火）午後1時まで

イ 入札の方法

入札は、公有財産売却システムにより入札価格を登録するものとする。なお、この登録は、1回に限り行うことができる。一度行った入札は、入札者の都合による取消及び変更はできない。

ウ 開札の日時

令和8年2月24日（火）午後1時以降

エ 開札の場所

松山市役所本館4階 松山市理財部管財課

オ 開札の方法

開札は、公有財産売却システムにより行うものとする。

（6）契約条項を示す場所

3の（5）のエに同じ。

（7）落札者の決定方法等に関する事項

ア 落札者の決定方法

落札者は、1の予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、入札価格が最高価格である者が複数ある場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

イ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請をした者が行った入札は、無効とする。

ウ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止における入札者の損害については、松山市は責任を負わない。

エ 落札の無効

落札決定通知書の発送日から10日以内に落札者が契約を締結しないときは、その落札を無効とし、入札保証金は市に帰属する。

4 契約手続等に関する事項

（1）契約書作成の要否

要

（2）売買代金の支払方法

落札者は、本契約締結時に、売買代金の100分の10以上の額の契約保証金を松山市が指定する納付方法により納付しなければならない。なお、落札者の申請に基づき、3の（4）の入札保証金を契約保証金に充当することができる。契約締結の後、市が指定する方法により売買代金と契約保証金との差額を売買契約の日から起算して30日以内の日（土日祝日を除く。）までに納付するものとする。

5 用途の制限

- (1) 落札者は、契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- (2) 落札者は、契約締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。
- (3) 落札者は、当該物件の所有権を第三者に移転させる場合には、契約締結の日から10年間、前2項の使用の禁止を承継させるものとし、当該第三者に対して前2項の規定に反する使用をさせてはならない。

6 その他

- (1) 詳細は、市ガイドライン及び入札説明書による。